

近世から近代へ

——日本仏教の再編成——

代表者 西村 玲

コメンテータ・司会 林 淳

近世真宗における「法然」と「親鸞」

引 野 亨 輔

報告者はかつて小著『近世宗教世界における普遍と特殊』の中で、以下のような主張を行った。江戸時代とは、仏教諸宗が「宗派」としての意識を明確化させ、各々の独自性を築き上げていく時期である。そこで、「宗派」の分立という分析軸を用いることにより、新たな近世仏教史像を浮かび上がらせることが可能である。

江戸時代全般を仏教信仰の停滞期と捉えるのが、これまでの宗教史研究における主流だった訳だから、その江戸時代に「宗派」意識が高揚するという報告者の問題提起に、疑念を示す研究者も少なくない。しかし、諸宗融合的な中世仏教の性格は、既に黒田俊雄氏も指摘するところであるし、近年では蓮如以前の「宗派」未確立な浄土真宗教団について言及する金龍静氏らの研究も登場している。「宗派」を不変的な存在とみなすことなく、その成立背景を丹念に考察する試みは、近世仏教史研究でも行われるべきだろう。

右のような課題意識に基づき、本報告では江戸時代に行われた浄土宗・浄土真宗間の争論を取り上げた。というのも、浄土宗の「宗祖」とされる法然にとって、浄土真宗の「宗祖」とされる親鸞は直接の弟子に当たするため、微妙な関係性を持つ両者が自己の優位を築くべく用いた論法には、近世的な「宗派」意識が凝縮されていると考えたからである。

さて、浄土宗・浄土真宗の僧俗が互いに意見を戦わせた論争書は、近世初期から幕末期に至るまで、数多く残されている。論争書の著者には、双方の高名な宗学研究者（例えば、浄土宗鎮西派の義山や浄土真宗西派の法霖）も含まれており、教団トップの学僧にとっても、この種の争論は重要な関心事であったことが分かる。しかし、享保期（一七一六―一七三六）までの論争書が、あくまで学僧向けの難解なものであったのに対して、一般信徒レベルの関心を一気に惹き付けたのは、明和五年（一七六八）に出版された『真宗安心茶店問答』であろう。何しろ同書では、浄土真宗の教えが、茶店で繰り広げられた女性客と老尼の問答という体裁を取って、平易に記されているのである。これに対して、浄土宗の側からも『茶店問答弁訛』が出版され、争論は活発に展開したようである。

それでは、『真宗安心茶店問答』をめぐる争論において、双方の主張はどのような特徴を持っていたのだろうか。浄土宗の立場は、我々にとっても分かり易いシンプルなものである。法然こそ浄土門の偉大な師匠であり、親鸞の宗門は弟子の教えに過ぎない。しかも、弟子の親鸞たるや、念仏往生に凝り固まるあまり法然の教えを曲げて伝えた不心得者であるから、とても

浄土宗の正流とはいえない。他方、浄土真宗側の主張は、やや複雑な様相を帯びている。生前の法然は、面受口決の弟子数名に限り、各々の考えで浄土宗の一流を立てることを許した。こうした観点からすると、浄土宗・鎮西流も西山流も、親鸞の一流と同じく弟子の宗旨である。しかも、今の浄土宗諸流は法然の教えから遠く離れてしまっており、浄土真宗のみが真の一字に相応しい師弟一致の教えだという訳である。

以上のような争論の展開から読み取り得るのは、激しくぶつかり合うかにみえる浄土宗・浄土真宗双方の言い分が、実は全くかみ合っていない点である。浄土宗が「宗祖」法然を絶対化して自らの正統性を唱えるのに対して、浄土真宗の場合は、鎮西流・西山流・親鸞流に別々の「宗祖」を指定した上で、その中でも法然の教えと見事に重なる親鸞の正統性を強調する。冒頭でも少し触れたように、仏教諸宗を正統・異端の区別なく対等に公認したのが江戸幕府である。そうであるならば、浄土宗・浄土真宗いずれもが自己の正統意識を固持して他宗に対峙するこの争論のあり方にも、近世的な宗教世界の特徴がはっきり刻印されているといえないだろうか。

分離せず、衝突せず

——明治期の教育と仏教の側面——

谷川 穰

報告者は近代日本形成期における公教育と宗教、とりわけ仏

教との関係の歴史的考察を行ってきた。先行研究では、各宗派の制度史や、学校設置事例の列挙にとどまるものも少なくなく、必ずしも進展していない。「日本型政教分離」の内実を公教育との関係で肉付けする際、包括的な見方や示唆はなされてきた。だが教育現場の地域状況やそれにまつわる言説にもとづいた、より重層的で具体的な歴史の発掘は、まだまだ不十分な段階にある。

そこで、学校教育制度の開始する明治前期において、教育と仏教、その葛藤や「分離」の様相を「分離しない側面」へも目を配りながらその歴史的道程を拙著およびそれへの批判も踏まえて時期区分して整理し直すのが報告の目的である。とくに人材・場所・教える内容の三点に注目して、その重なりと分離の度合いを指標にしたい。時期は①明治五十八年②同八十九年③同九一—九三年④二三—三二年、それらの具体相を辿る。

まず、教育と仏教の間で摩擦・葛藤の生じる起点は学制と教導制が開始される①と考えられる。文部省は、欧米視察で得た「教育と宗教の分離」理念を携え、教導職の教化活動を宗教と見なして教育との切り分けを行っていった。つまり教導職の教員兼務禁止、神官僧侶学校規定削除、学校校舎と説教会場の峻別、である。ただし、教員不足から兼務許可を求める嘆願や、校舎不足から時に強制を伴う寺院の校舎転用も目立つ。この点で、仏教のもつ空間的・人的資源なしに近代日本の学校教育は滑り出せなかった、ともいえる。

つぎに②では、教員という「人」について、明治一二年文部省は教導職の教員兼務を実態追認的に解禁されたが、仏教教団